

## 予算の配分基準ポイント（自己採点表）

**地域農業構造転換支援タイプ**

※ポイント計が、**10ポイント以上**で要望受付ができます。

配 分 基 準 項 目		点 数	自 己 採 点	
①	付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 ※付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費	/	/
		a 300万円以上	1点	
		b 600万円以上	2点	
		イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年から拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	/	/
		a 10%以上	1点	
		b 15%以上	2点	
		c 20%以上	3点	
		d 30%以上	4点	
		e 40%以上	5点	
		f 50%以上	6点	
		g 60%以上	7点	
		ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	/	/
		a 100万円以上	1点	
		b 150万円以上	2点	
		c 300万円以上	3点	
		d 400万円以上	4点	
		e 650万円以上	5点	
f 1,000万円以上	6点			
g 1,500万円以上	7点			
（イ）目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	/	/		
a 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	2点			
b 基準額の10%増し以上	3点			
c 基準額の20%増し以上	4点			
d 基準額の30%増し以上	5点			
e 基準額の40%増し以上	6点			
以下のいずれかの取組に該当している。	/	/		
a 目標年度に現状より20ha（施設園芸作の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	7点			

地域農業構造転換支援タイプ

※ポイント計が、10ポイント以上で要望受付ができます。

配 分 基 準 項 目		点 数	自己採点	
②	経営面積の拡大	b 目標年度に現状より10ha（施設園芸作の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	6点	
		c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5点	
		d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4点	
		e 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3点	
		f 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2点	
		e 上記aからfまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1点	
③	農産物の価値向上	事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値向上等に取り組んでいる又は目標年度までにおこなうこととしている。	1点	
		有機JASにの認証を受けている場合又は受けることとしている場合は加点。	1点	
④	農業経営の複合化	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	1点	
		イ 品目転換について、a又はbの取組に該当している。		
		a 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点	
		b 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2点	
⑤	経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1点	
		イ GLOBALG. A. P又はAS I A G A Pの認証を取得している。	1点	
		ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している	1点	
		エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点	
		オ 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。	1点	
⑥	環境配慮の取組	以下のいずれかの取組に該当している。		
		ア 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への意向による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点	
		イ 環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は目標年度までに受けることとしている。	1点	
⑦	労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcまでのいずれかの取組に該当している。		
		a 目標年度までに、10%以上削減することとしている。	1点	
		b 目標年度までに、20%以上削減することとしている。	2点	
		c 目標年度までに、50%以上削減することとしている。	3点	

**地域農業構造転換支援タイプ**

※ポイント計が、**10ポイント以上**で要望受付ができます。

配 分 基 準 項 目		点 数	自 己 採 点	
⑧	輸出の取組	ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1点	
		イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。	1点	
⑨	新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
		a 50歳までに就農した者である場合（法人にあつては、役員の上半が50歳以下である場合に限る。）	3点	
		b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を進展させて交付を終了した者である場合。	1点	
⑩	農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1点	
		以下に該当する場合は加点する。		
		a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合。	1点	
		b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、独立した農業研修生1名につき1点（3名以上は一律に3点）加点する。	1点 (上限3点)	
⑪	女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であつて、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3点	

※ポイント計が、**10ポイント以上**で要望受付ができます。

ポイント計	
-------	--

- 注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。
- 注：2 「⑤経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
- 注：3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- 注：4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。



## 【配分基準ポイント確認資料】

「予算の配分基準ポイント（自己採点表）」は、次の確認資料に基づきポイントを加算してください。その際、確認資料を必ず添付のうえ、提出をお願いします。

また、確定申告書の写し（法人の場合は、決算書）も必ずご提出ください。

配分基準項目	提出が必要な書類
① 付加価値額の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書</li> <li>・税務申告書</li> <li>・従業員等名簿</li> <li>・認定就農計画書 等</li> </ul>
② 経営面積の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地基本台帳</li> <li>・農作業受託契約書</li> <li>・農用地利用配分計画</li> <li>・農用地利用集積計画 等</li> </ul>
③ 農産物の価値向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農、栽培、加工販売の実態を証する書類</li> <li>・有機JAS等の認証を証する書類</li> <li>・取組の実践に必要な諸資材等の購入を証する書類 等</li> </ul>
④ 農業経営の複合化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農・栽培等の実態を証する書類</li> </ul>
⑤ 経営管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記簿、法人化計画書</li> <li>・GLOBALG.A.P又はAGIAGAPの認定書</li> <li>・農業版事業継続計画書</li> <li>・青色申告を証する書類</li> <li>・就業規則 等</li> </ul>
⑥ 環境配慮の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備計画書</li> <li>・削減計画書</li> <li>・環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画 等</li> </ul>
⑦ 労働時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日報</li> <li>・営農計画書（農作業時間削減計画書） 等</li> </ul>
⑧ 輸出の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受けた輸出事業計画</li> </ul>
⑨ 新規就農	<p>R3年4月1日以降、R9年3月31日までに就農した(する)認定就農者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定就農計画書</li> <li>・就農時期を証する書類（農業次世代人材投資資金（経営開始型）、青年等就農計画承認通知書、経営開始計画承認申請書及び経営開始計画承認決定通知書等） 等</li> </ul>
⑩ 農業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生を受け入れを証する書類（雇用契約書等）</li> <li>・研修終了生の農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書 等</li> </ul>
⑪ 女性の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・損益計算書（区分経理が分かる資料） 等</li> </ul>

**※確定申告書は必ず提出してください。**